

## 国民健康保険被保険者証の更新に関するお知らせ

8月1日付で国民健康保険被保険者証を更新します。現在の被保険者証の有効期限は7月31日ですので、細かく裁断して処分するか町役場住民環境課または最寄りの自治会館にご返却ください。

また、他の医療保険に加入した際には、国民健康保険(国保)を離脱する手続きが必要です。この手続きをしないと、国民健康保険税と他の医療保険料を二重に支払うことになります。さらに、誤って国保の保険証を使って診療を受けると、国保が負担した医療費を返還していただくことになります。

国保を離脱される場合は、次のものを持参いただき手続きしてください。

- ①職場などの新しい健康保険の被保険者証
- ②養老町国民健康保険被保険者証
- ③印鑑(朱肉を使うもの)
- ④個人番号のわかるもの(個人番号カードまたは、個人番号通知カード)

なお、国保被保険者証は7月中旬ごろに対象者の世帯に郵送する予定です。旧被保険者証との差し替え忘れのないよう気を付けてください。

## 国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化について

国民健康保険の被保険者で70歳以上の人は、被保険者証と高齢受給者証を医療機関窓口にて提示することとなっています。8月より高齢受給者証が廃止となり、被保険者証と一体化します。それに伴い、窓口で提示するものが下記のとおり変更となります。

### 医療機関窓口にて提示するもの

(7月31日まで)

- ①国民健康保険被保険者証
- ②国民健康保険高齢受給者証  
(2種類)



(8月1日から)

- ①国民健康保険被保険者証兼  
高齢受給者証(1種類)

問 住民環境課 ☎32-1104

## 国民健康保険税の納税通知書(本算定分)を発送します

今年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月5日(月)の発送予定です。本算定分とは、前年中の所得金額や国民健康保険税率などを基に計算し、年税額を決定したものです。

普通徴収の人は、5月に発送した仮算定分を差し引いた金額を第3期から第10期に分けて納めていただきます。本算定の結果、過納になった人には別途通知します。

## 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度より30%以上収入の減少が見込まれる人に対し、令和3年度国民健康保険税を減免します。

申請には収入を証明する書類などが必要となります。詳細は町ホームページにてご確認ください。

問 税務課 ☎32-1103